



再就職手当

支給要件のご案内

再就職手当を受給するためには、次の全てに該当することが必要です。

- ☑ 待期が終わっていること。
- ☑ 給付制限がある方は、待期満了後1ヶ月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者等の紹介で就職されたこと。
- ☑ 就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
- ☑ 原則として、雇用保険の被保険者となっていること。
- ☑ 1年を超えて勤務することが確実であると認められる職業に就いたこと。
- ☑ 離職前の事業主（資本、資金、人事、取引等の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含む。）に雇用されたものではないこと。
- ☑ 雇用保険の手続きのために、最初にハローワークへ来られた日より前に雇用が内定していた事業所に就職したものでないこと。
- ☑ 再就職日の前3年以内の就職により次の手当を受けたことがないこと。
「再就職手当」「常用就職支度手当」



詳細については、8番窓口又は受給資格者のしおりでご確認ください。

早期再就職のためにハローワークの窓口をご活用ください！！

- 応募書類(履歴書や職務経歴書)についてのアドバイスが聞きたい。
- 面接の受け方について、どうすればよいか教えてほしい。
- 一緒に自分に合う求人を探してほしい。
- 毎回同じ担当者に相談したい。

職業相談窓口(②番窓口)が

お手伝いします！！

その他にも……

☆介護・医療・保育・建設・警備・運輸のお仕事に就きたい

→→①番 人材確保対策コーナー

☆スキルアップのために職業訓練を受講したい→→→→③番 訓練窓口

ご希望の方は1階 総合案内へお申し出ください。



ハローワーク大阪西